

(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症用)

年 月 日 生

保護者名

※日数の数え方については、裏面をご覧ください。

日数の数え方について

○インフルエンザ

インフルエンザの出席停止の期間は「発症後5日（発熱の翌日を1日目として）を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで」と定められています。インフルエンザにおいて「発症」とは「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。

以下は日数計算の例ですので参考としてください。

インフルエンザ	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
発熱後1日で解熱	発熱	解熱	発症後5日以内であるため登所不可				登所可能				
発熱後6日で解熱	発熱						解熱	解熱後3日経過		登所可能	

※ なお「解熱」とは、解熱剤を使用せずに解熱していることを指します。

また、解熱の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を1日目とします。

○新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間は「発症後5日を経過し、かつ、発熱、痰やのどの痛み等の症状が軽快した後1日を経過」と定められています。インフルエンザと同様に日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。

新型コロナウイルス感染症	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
発熱後1日で解熱	発熱	軽快	発症後5日以内であるため登所不可				登所可能		
発熱後6日で解熱	発熱						軽快	軽快後1日経過	登所可能

※ なお「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

また、軽快の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を1日目とします。